

第3次 吉野川市地域福祉活動計画

ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり



令和6(2024)年3月
社会福祉法人 吉野川市社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって……………	1
1. 計画策定の趣旨……………	1
2. 計画における社会福祉協議会の役割……………	3
3. 計画の期間……………	3
第2章 吉野川市を取り巻く現状……………	4
1. 統計データからみる現状……………	4
2. 地域福祉活動計画を進めていくうえでの課題……………	20
第3章 基本理念と基本目標……………	22
1. 計画の基本理念……………	22
2. 計画の基本目標……………	23
3. 施策体系……………	24
第4章 今後の地域福祉活動計画の推進について……………	25
基本目標1 地域で安心して暮らすための体制整備……………	25
基本目標2 孤立しないためのネットワーク構築……………	30
基本目標3 災害に備えた取り組みの推進……………	32
第5章 地区別での地域福祉活動計画について……………	36
1. 鴨島地区……………	36
2. 川島地区……………	37
3. 山川地区……………	38
4. 美郷地区……………	39

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1)「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進していくことを目的に、地域住民や社会福祉の関係者・団体、社会福祉を目的とする事業者等すべての人たちが、相互に協力し合いながら実施していく主体的・自発的な地域における福祉活動について取りまとめた民間の活動・行動計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。以上の法的な背景を踏まえ、吉野川市における様々な福祉課題に地域全体で対応していくことを目的として、吉野川市社会福祉協議会では「第3次吉野川市地域福祉活動計画」(以下、「本計画」とする)を策定しました。

一方、吉野川市では、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間で計画期間とする「第3期吉野川市地域福祉計画」が開始されております。

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市における地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」が示された計画です。

「第3次吉野川市地域福祉活動計画」と「第3期吉野川市地域福祉計画」は、「基本理念」と「基本目標」が共有された計画として、いわば車の両輪のように一体となり、相互に連携を図りながら策定され、推進されることが重要となります。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ



(2) 計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速に進んでおり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて、一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

また、支援が必要な一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者等の孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、貧困の拡大等、様々な課題があります。

住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

吉野川市においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近なものとして認識されるようになりました。

(3) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする方々の社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う方々、地域の事業所等が行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策をみつけ出していく必要があります。以上の考え方が、「地域福祉の推進」において重要となります。



2. 計画における社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域社会において、住民をはじめ社会福祉及び保健衛生等に関する専門家や専門機関、団体等の参加協力を得て、住民の福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

近年、社会状況や個人の価値観の多様化を受け、地域住民同士のつながりは失われつつあります。また、地震・台風等の自然災害をはじめ、家庭内暴力や虐待、ひきこもり等の社会問題、人権を無視するような事件の発生等により、あらためて地域のあり方が問われるとともに、住民同士が互いに支え合い、助け合えるまちづくりが求められています。そのため、これまで以上に地域へ出向き、各地域のニーズを十分に把握し、必要な対応が図れる体制を地域住民と協働で整備していくことが必要となります。

そのような中で、本計画で実施する事業については、社会福祉協議会が中心となり福祉活動の促進を図るとともに、住民主体による福祉活動が地域の中で十分に行えるよう、また、「地域の福祉力」が向上するよう、地域住民とともに地域福祉の推進を図っていきます。

3. 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間を計画期間とします。1年前に実施される市の計画である「第3期吉野川市地域福祉計画」と整合を図りつつ計画を推進します。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2次		第3次吉野川市地域福祉活動計画 (本計画)					次期計画	
第2期	第3期吉野川市地域福祉計画					次期計画		



第2章 吉野川市を取り巻く現状

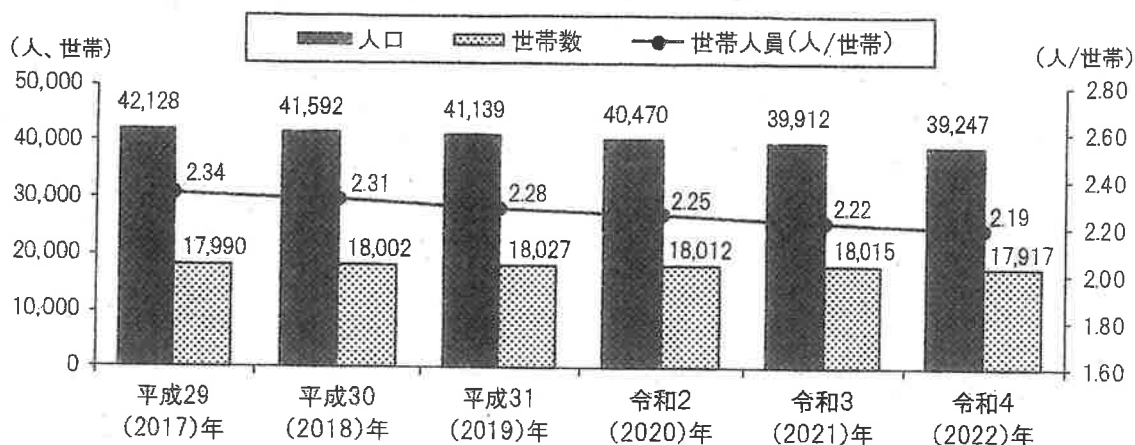
1. 統計データから見る現状

1 人口等の現状

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、令和4（2022）年3月末日現在 39,247 人であり、平成 29（2017）年から約 2,900 人の減少となっています。世帯数は、おおむね横ばいで推移しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 29（2017）年の 2.34 人から令和 4（2022）年で 2.19 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
人口増減率(%)	100.0	98.7	97.7	96.1	94.7	93.2
世帯数増減率(%)	100.0	100.1	100.2	100.1	100.1	99.6

注：増減率は、平成 29(2017)年を 100 とした場合の各年の割合を示している。

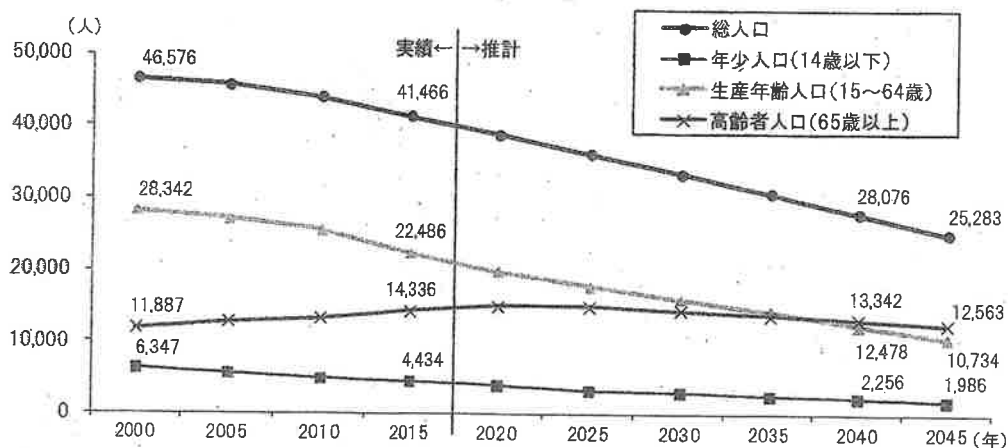
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2) 将来推計人口

本市の将来推計人口をみると、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別では、生産年齢人口の減少が目立っています。

【 将来推計人口 】



資料：平成 12(2000)年～平成 27(2015)年は国勢調査

令和2(2020)年以降は国立社会保障人口問題研究所(平成 30(2018)年推計)

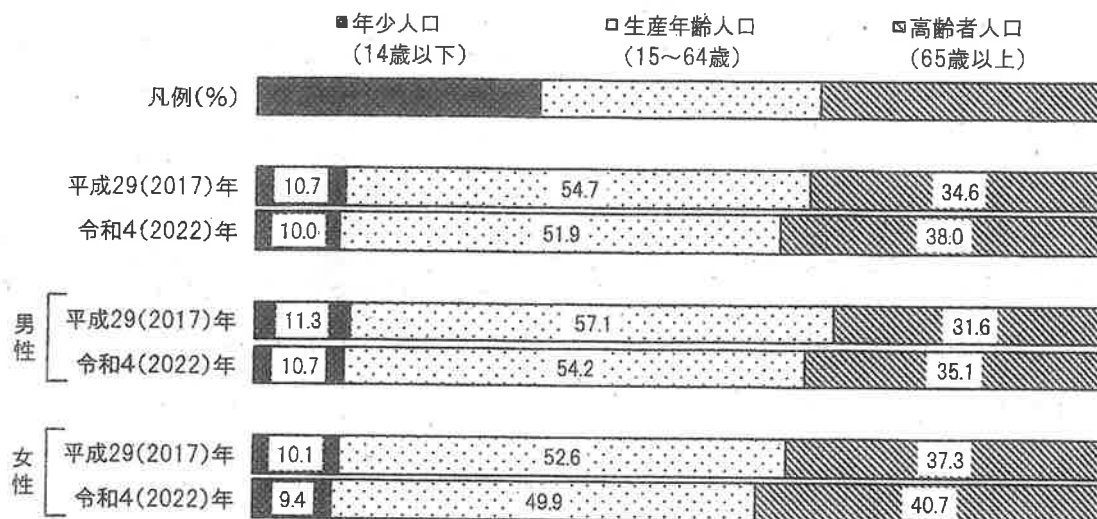
注：平成 12(2000)年は合併前の人口を合算

(3) 年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、令和4（2022）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が10.0%、「生産年齢人口（15～64歳）」が51.9%、「高齢者人口（65歳以上）」が38.0%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成29（2017）年の34.6%から令和4（2022）年で38.0%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

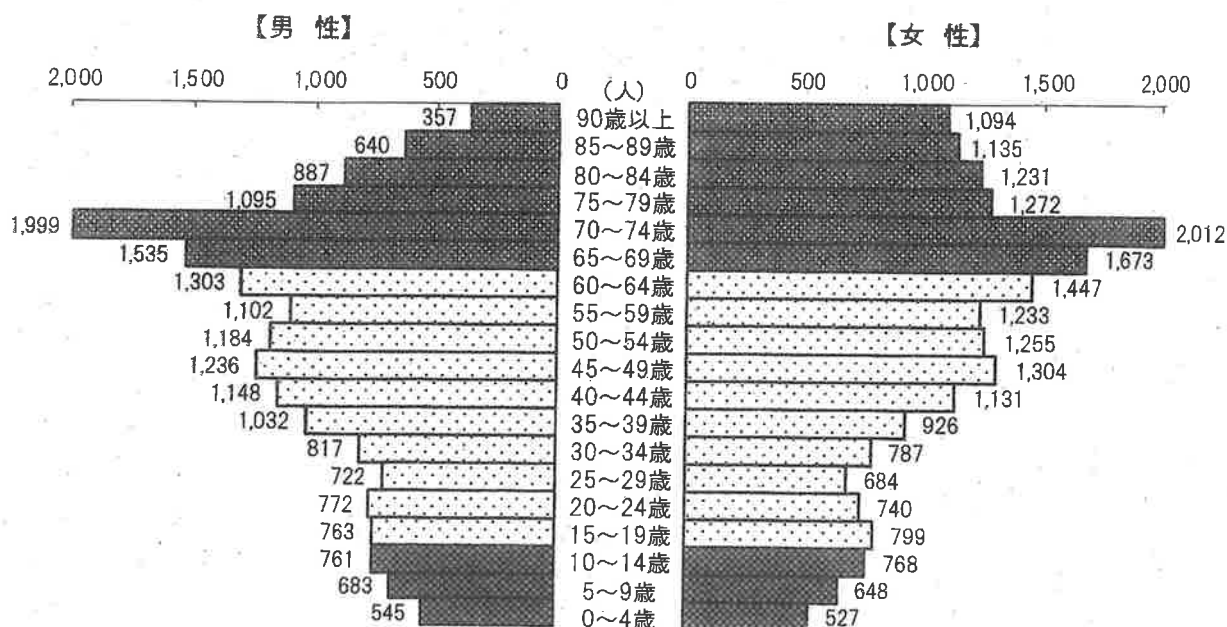
【 年齢3区分人口構成比 】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

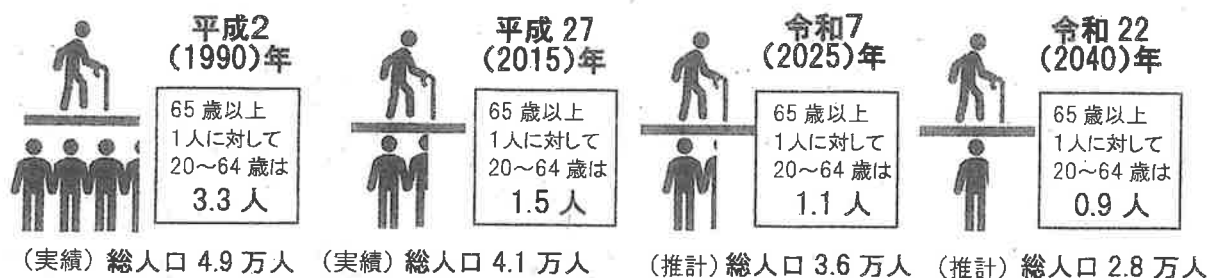
【 年齢5歳階級別人口 】



資料：住民基本台帳（令和4(2022)年3月末日現在）

本市の人口構造の変化をみると、平成2（1990）年は1人の高齢者を3.3人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を1.1人で支える構造になると想定されています。

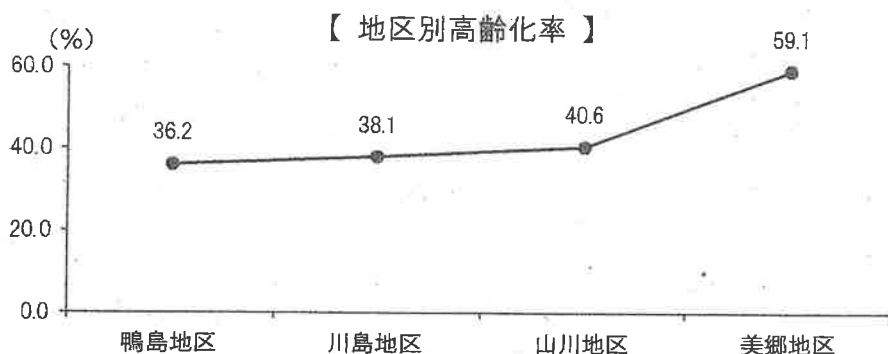
【吉野川市の人口構造の変化（1990～2040年）】



資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成
注：平成2（1990）年は合併前の人口を合算

（4）地区別人口・世帯数

地区別の人口及び世帯数をみると、鴨島地区が22,284人、10,131世帯と最も多く、美郷地区が831人、455世帯と最も少なくなっています。また、平成29（2017）年からの推移では、全ての地区において人口が減少しており、美郷地区では高齢化率が59.1%と最も高くなっています。



資料：住民基本台帳（令和4（2022）年3月末日現在）

【地区別人口・世帯数の推移】

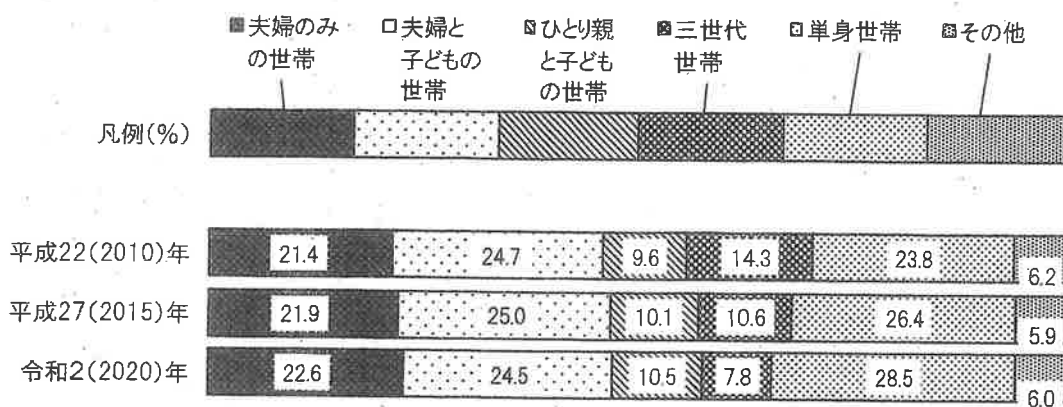
	平成29（2017）年			令和4（2022）年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員 (人/世帯)	人口	世帯数	世帯人員 (人/世帯)		
吉野川市全体	42,128	17,990	2.34	39,247	17,917	2.19	-6.8	-0.4
鴨島地区	23,432	9,948	2.36	22,284	10,131	2.20	-4.9	1.8
川島地区	7,539	3,261	2.31	6,898	3,164	2.18	-8.5	-3.0
山川地区	10,164	4,298	2.36	9,234	4,167	2.22	-9.1	-3.0
美郷地区	993	483	2.06	831	455	1.83	-16.3	-5.8

注：増減率は、平成29（2017）年から令和4（2022）年にかけての増減割合
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(5) 世帯の状況

世帯構成について、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年までの推移でみると、「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】



資料: 国勢調査

(6) ひとり親家庭の状況 (20 歳未満の子どもがいる世帯)

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和 2 (2020) 年では 215 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	271	263	215
母子世帯数	245(90.4%)	241(91.6%)	199(92.6%)
父子世帯数	26(9.6%)	22(8.4%)	16(7.4%)

資料: 国勢調査

(7) 高齢者世帯の状況

本市の 65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【 高齢者世帯数の推移 】

	平成 27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	
総世帯数	15,670	100.0	15,444	100.0	-1.4
65 歳以上の高齢者のいる世帯	8,861	56.5	8,955	58.0	1.1
高齢者単身世帯	2,217	14.1	2,449	15.9	10.5
高齢者夫婦世帯	1,977	12.6	2,192	14.2	10.9
高齢者同居世帯	4,667	29.8	4,314	27.9	-7.6

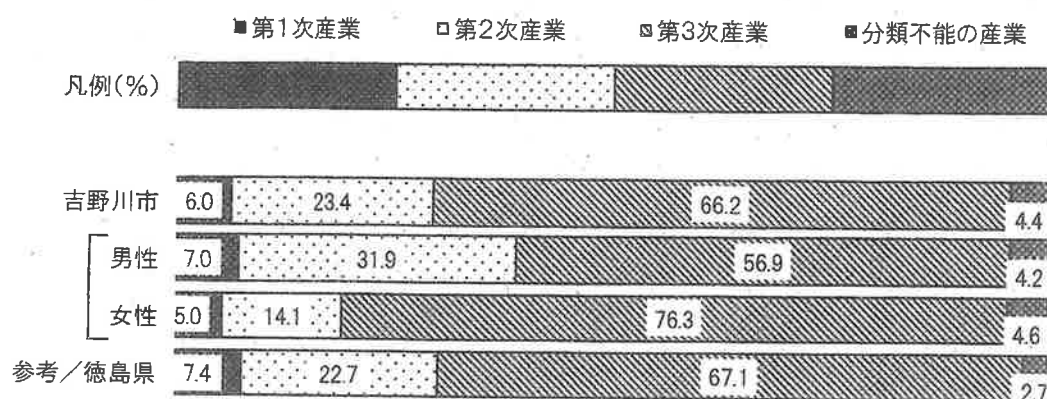
資料: 国勢調査

(8) 産業別就業者構成比

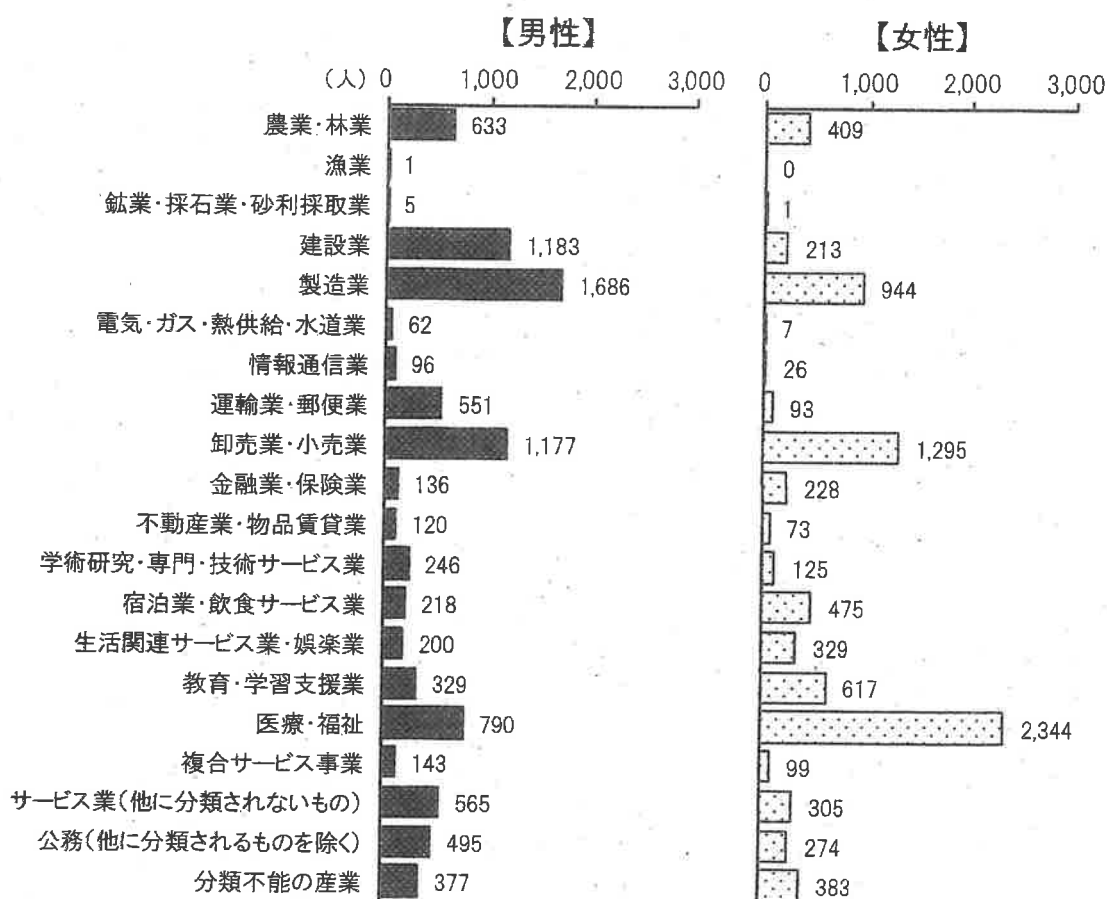
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2(2020)年では第1次産業の割合が6.0%、第2次産業が23.4%、第3次産業が66.2%となっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】



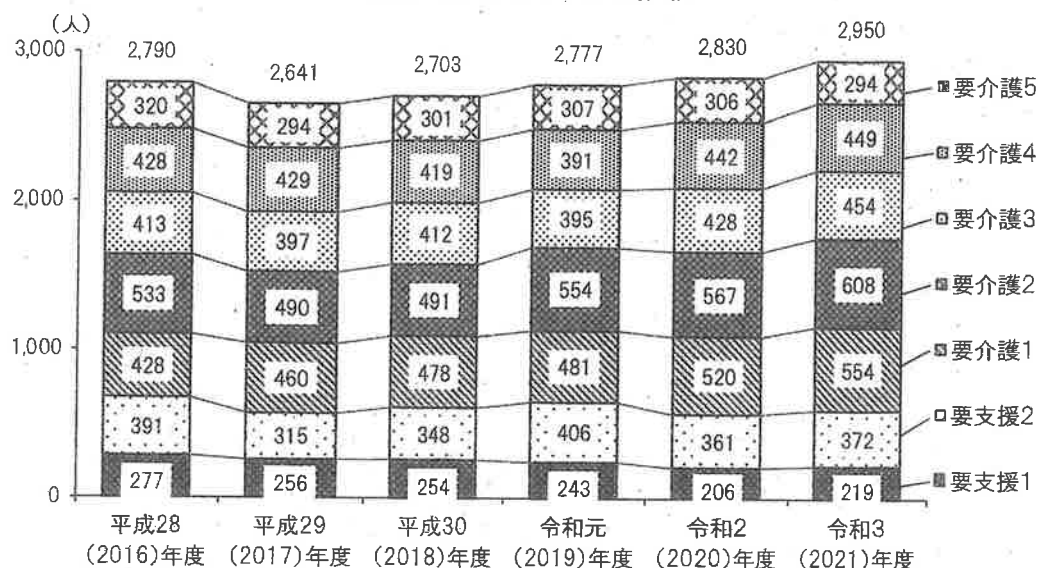
資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

2 高齢者の現状

(1) 要介護等認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度では2,950人となっています。要介護度別でみると、要介護2が最も多く、次いで要介護1が続いています。

【 要介護等認定者数の推移 】



資料：介護保険事業状況報告(各年度9月末日現在)

(2) 吉野川市地域包括支援センターにおける相談の状況

吉野川市地域包括支援センターにおける相談件数をみると、長期的には減少で推移しており、令和3（2021）年度は304件となっています。

【 吉野川市地域包括支援センターにおける相談件数の推移 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
相談件数(件)	471	577	282	344	308	304

資料：庁内資料(各年度3月末日現在)

(3) 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業の利用者数は、令和3（2021）年度では31人、相談件数は3,140件となっており、利用者数は緩やかな増加傾向にあります。

【 日常生活自立支援事業の利用状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
利用者数(人)	20	18	25	24	28	31
相談件数(件)	1,072	2,024	2,426	3,414	2,431	3,140

資料：日常生活自立支援事業実施状況報告書(各年度3月末日現在)

(4) 認知症高齢者の状況

市内における認知症高齢者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和3（2021）年度では2,477人、認知症の割合は16.6%となっています。

【 認知症高齢者の状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
認知症高齢者数※1(人)	1,961	1,944	1,954	2,336	2,471	2,477
認知症割合※2(%)	13.5	13.2	13.2	15.7	16.5	16.6

※1:認知症高齢者の日常生活自立度別人数(2号認定者も含む。)

※2:65歳以上人口に占める割合

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

【 高齢者の状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
総人口(人)	42,128	41,592	41,139	40,470	39,912	39,247
65歳以上人口(人)	14,567	14,673	14,793	14,856	14,949	14,930
高齢化率(%)	34.6	35.3	36.0	36.7	37.5	38.0

資料:住民基本台帳(各年度3月末日現在)

(5) 認知症サポーター養成者数

認知症サポーター養成者数は減少傾向にあり、令和3（2021）年度では138人となっています。

【 認知症サポーター養成者数の推移 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
認知症サポーター養成者数(人)	594	663	518	370	148	138

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

(6) 高齢者見守りネットワーク登録事業所数

高齢者見守りネットワーク登録事業所数は、おおむね横ばいで推移しており、令和3（2021）年度は58箇所となっています。

【 高齢者見守りネットワーク登録事業所数の推移 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
登録事業所数(箇所)	45	59	59	60	61	58

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

(7) 老人クラブ会員数

老人クラブの会員数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4（2022）年度では1,949人、会員登録率は11.0%となっています。

【 老人クラブ会員数の推移 】

	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
会員数(人)	2,239	2,149	2,165	2,113	2,007	1,949
会員登録率(%)	12.5	12.0	12.0	11.8	11.2	11.0

資料:吉野川市社会福祉協議会(各年度4月1日現在)

(8) 高齢者虐待に関する相談件数

高齢者虐待に関する相談件数は、近年は減少傾向にあり、令和3（2021）年度は4件となっています。

【 高齢者虐待に関する相談状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
相談件数(件)	9	16	16	11	10	4

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

(9) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和3（2021）年度では助成件数が6件、市長申立件数が4件となっています。

【 成年後見制度の利用状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
助成件数(件)	3	4	2	8	12	6
市長申立件数(件)	4	5	7	5	2	4

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
後見(人)	4	3	6	6	3	5
保佐(人)	1	-	-	2	2	2
補助(人)	-	-	-	-	-	1
任意後見(人)	-	-	-	-	-	-

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

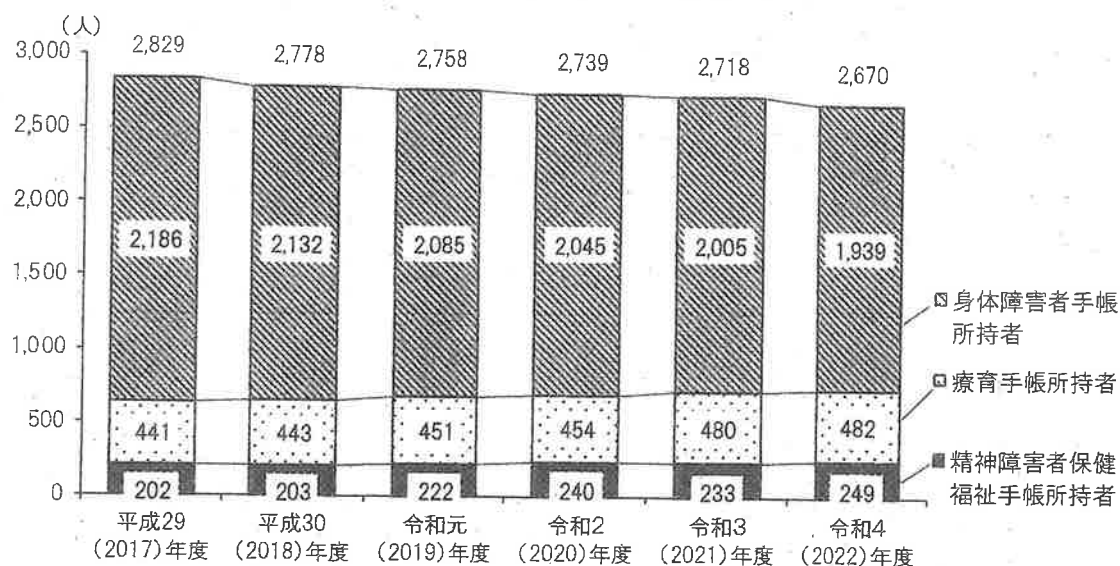
3 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の状況

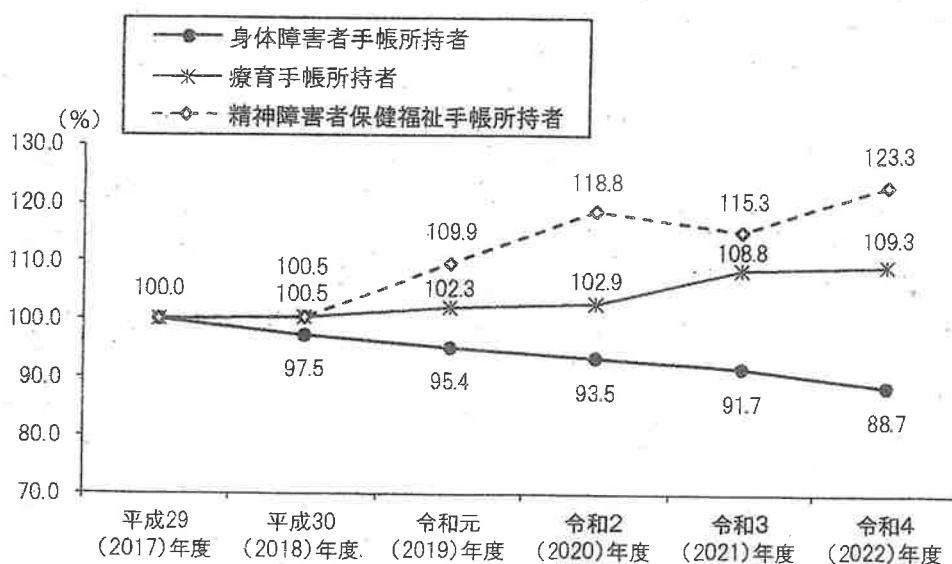
本市の障がい者手帳所持者数は、緩やかな減少で推移しており、令和4（2022）年度では2,670人となっています。

手帳の種類別でみると、令和4（2022）年度は「身体障害者手帳所持者」が1,939人と最も多く、全体の約7割（72.6%）を占めています。「療育手帳所持者」は482人（全体に占める構成比18.1%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は249人（同9.3%）となっています。平成29（2017）年度からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加や「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【 障がい者手帳所持者数の推移 】



【 障がい者手帳所持者数の増減率 】



注：増減率は平成29（2017）年度を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

(2) 自立支援医療費受給者の状況

精神通院医療の受給者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度では678人となっています。また、更生医療の受給者数は、近年は緩やかな減少で推移しています。

【 自立支援医療費受給者の状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
更生医療(人)	40	44	51	58	55	52
育成医療(人)	10	14	9	4	2	3
精神通院医療(人)	489	527	553	586	625	678

資料：庁内資料(各年度4月1日現在)

(3) 特別支援学級の状況

特別支援学級の在籍者数は、緩やかな増加傾向にあり、小学校で136人、中学校で50人となっています。

【 特別支援学級の状況 】

		平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
小学校	学級数	33	30	30	33	31	35
	児童数(人)	94	102	119	127	127	136
中学校	学級数	9	12	11	14	14	14
	生徒数(人)	31	36	33	44	43	50

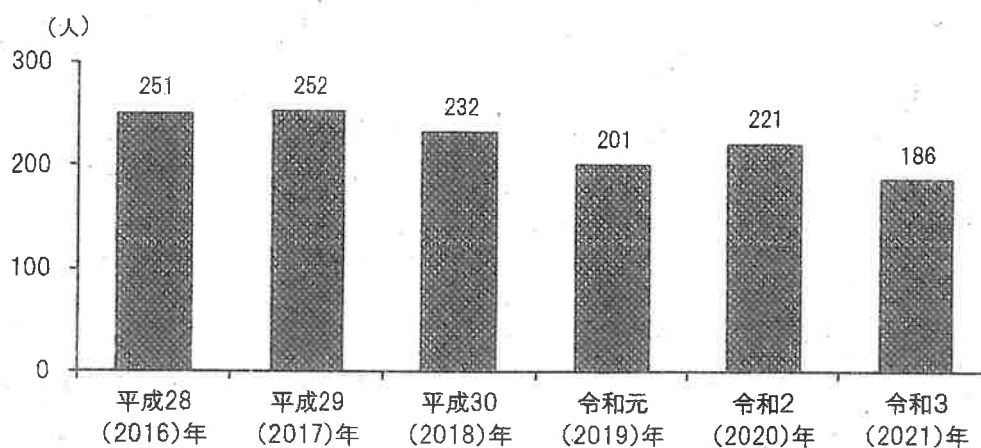
資料：学校基本調査(各年度5月1日現在)

4 子育て支援の状況

(1) 出生数

本市の出生数は、長期的には減少で推移しており、令和3（2021）年では186人となっています。

【 出生数の推移 】



資料:人口動態統計

(2) 子育て支援施設の利用状況

① 保育所の状況

市内には、保育所が2箇所（公立、私立各1箇所）あり、公立の入所児童数は、緩やかな減少で推移しており、令和4（2022）年度では公立で40人、私立で42人となっています。充足率は、公立で約6割、私立で8割台となっています。

【 保育所の状況 】

		平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
公立	施設数(箇所)	4	2	1	1	1	1
	利用定員数(人)	255	130	70	70	70	70
	児童数(人)	220	132	60	56	49	40
	充足率(%)	86.3	101.5	85.7	80.0	70.0	57.1
私立	施設数(箇所)	4	2	2	1	1	1
	利用定員数(人)	370	150	150	50	50	50
	児童数(人)	392	152	149	39	40	42
	充足率(%)	105.9	101.3	99.3	78.0	80.0	84.0

資料:庁内資料(各年度4月1日現在)

② 認定こども園の状況

市内には、認定こども園が7箇所（公立3箇所、私立4箇所）あり、入園児童数は、近年は緩やかな減少傾向にあり、令和4（2022）年度では公立で406人、私立で580人となっています。充足率は、公立で約8割、私立で9割台となっています。

【 認定こども園の状況 】

		平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
公立	施設数(箇所)	1	2	3	3	3	3
	利用定員数(人)	200	320	495	495	495	495
	児童数(人)	181	286	409	423	415	406
	充足率(%)	90.5	89.4	82.6	85.5	83.8	82.0
私立	施設数(箇所)	1	3	3	4	4	4
	利用定員数(人)	150	435	435	610	595	595
	児童数(人)	149	456	494	642	597	580
	充足率(%)	99.3	104.8	113.6	105.2	100.3	97.5

資料：庁内資料(各年度4月1日現在)

(3) 小中学校児童・生徒数

市内の小学校児童数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4（2022）年は1,648人となっています。中学校生徒数は減少傾向にありましたが、令和3（2021）年に増加に転じ、令和4（2022）年は801人となっています。

【 小中学校児童・生徒数の推移 】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
小学校児童数(人)	1,840	1,811	1,789	1,703	1,684	1,648
中学校生徒数(人)	841	830	789	785	793	801

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

(4) 子育て支援の状況

① 子育て支援サービスの実施状況

子育て支援センターの延べ利用者数は、近年は減少傾向にあり、令和3(2021)年度では16,505人となっています。また、ファミリー・サポート・センターの登録会員数は緩やかに減少しており、97人となっています。

【 子育て支援サービスの実施状況 】

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
子育て支援センター	施設数	2	2	5	6	8	8
	延べ利用者数(人)	28,336	22,920	24,072	21,379	21,230	16,505
ファミリー・サポート・センター	登録会員数(人)	231	241	215	215	201	97
	利用件数(件)	132	35	42	50	58	1

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

② 放課後児童クラブの実施状況

放課後児童クラブは16箇所を実施しています。登録児童数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4(2022)年では624人となっています。

【 放課後児童クラブの実施状況 】

		平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
放課後児童クラブ	実施箇所数(箇所)	15	14	15	17	17	16
	登録児童数(人)	576	588	611	590	649	624

資料:庁内資料(各年4月1日現在)

③ 児童館の利用状況

児童館の利用状況をみると、鴨島児童館の利用者数が最も多く、新型コロナウイルス感染症発生前の平成31(2019)年では12,763人、全館合計で24,000人程度となっています。

【 利用者数の推移 】

(単位:人)

	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
鴨島児童館	13,194	13,518	13,557	12,763	8,671	7,935
鴨島南児童館	11,279	9,770	5,893	6,194	4,008	3,290
近久児童館※	6,634	7,749	-	-	-	-
八坂児童館	5,895	5,677	4,519	4,918	2,571	2,367
合 計	37,002	36,714	23,969	23,875	15,250	13,592

※ 近久児童館は令和4(2022)年3月末日で廃館

資料:庁内資料(各年3月末日現在)

④ 病児・病後児保育事業の利用状況

病児・病後児保育事業の延べ利用者数をみると、新型コロナウイルス感染症発生前の平成31（2019）年では合計で670人となっています。

【利用者数（延べ人数）の推移】

（単位：人）

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
さくらんぼ	137	212	152	190	26	35
ひだまり	318	383	335	480	65	76
合 計	455	595	487	670	91	111

資料：庁内資料（各年3月末日現在）

5 地域の状況

（1）自治会数

本市では、令和4（2022）年で361の自治会があります。

【自治会数の推移】

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
自治会数	368	365	362	361	360	361

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

（2）自主防災組織数

本市では、令和4（2022）年で56の自主防災組織があります。

【自主防災組織数の推移】

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
自主防災組織数	56	56	56	56	56	56

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

（3）避難行動要支援者数

避難行動要支援者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年では4,093人となっています。

【避難行動要支援者数の推移】

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
避難行動要支援者数(人)	4,073	4,385	4,340	4,244	4,383	4,093

資料：避難行動要支援者登録数（各年4月1日現在）

(4) 吉野川市社会福祉協議会会員数等

吉野川市社会福祉協議会の一般会員数は減少傾向にあり、令和4(2022)年は7,578世帯、加入率は42.2%となっています。

【 吉野川市社会福祉協議会会員数等の推移 】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
一般会員数(世帯)	8,865	8,431	8,072	7,967	7,810	7,578
加入率(%)	49.3	46.8	44.8	44.2	43.4	42.2
特別会員数(法人数)	39	38	39	38	38	35

資料:会費入金実績(各年3月末日現在)

(5) ボランティア活動の状況

ボランティアセンターへの登録状況をみると、令和4(2022)年は46団体が登録しており、前年に比べ増加しています。

【 ボランティア活動の状況 】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
個人(人)	4	12	6	9	0	1
団体(団体)	32	33	32	37	34	46

資料:吉野川市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者数(各年4月1日現在)

(6) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

本市の民生委員・児童委員は107人、主任児童委員は9人となっています。

【 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況 】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
民生委員・児童委員(人)	106	106	106	107	106	107
主任児童委員(人)	9	9	9	9	9	9

資料:庁内資料(各年4月1日現在)

6 福祉的課題を抱えている人の状況

(1) 生活保護世帯数

本市の生活保護世帯数及び保護人員は、近年、緩やかな減少傾向にあり、令和4(2022)年は545世帯、保護人員は703人となっています。

【生活保護世帯数・保護人員の推移】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
受給世帯数(世帯)	562	569	578	574	558	545
保護人員(人)	736	759	767	745	719	703

注：保護停止中を除く。

資料：被保護者調査(各年4月末日現在)

(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4(2022)年では321人、その子どもの数も減少傾向にあり466人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
児童扶養手当受給者数(人)	383	376	349	334	337	321
18歳以下の子どもの数(人)	562	553	515	480	481	466

注：全部停止者を含む。

資料：庁内資料(各年4月1日現在)

7 自殺者数の状況

(1) 自殺者数

本市の自殺者数は、10人未満で推移しており、令和3(2021)年では4人となっています。また、本市の自殺死亡率※は、全国や徳島県をおおむね下回って推移しています。

【自殺者数の推移】

		平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
吉野川市	自殺者数(人)	5	4	9	5	4
	自殺死亡率	11.78	9.56	21.77	12.26	9.95
全国	自殺者数(人)	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820
	自殺死亡率	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44
徳島県	自殺者数(人)	117	87	111	109	105
	自殺死亡率	15.31	11.49	14.79	14.68	14.28

※ 自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算したもの。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

2. 地域福祉活動計画を進めていくうえでの課題

課題1 高齢化に伴う様々な福祉課題への対応

吉野川市の高齢化率は令和4(2022)年で38.0%となっており、同時期の全国平均である29.1%を上回っています。

高齢化の進行に伴って一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も多くなっていますが、以上の傾向を背景として、要介護認定者の増加をはじめ、孤独死や老老介護等、高齢者の介護に関する問題が顕著になっています。

また、保護者の高齢化により障がいのある人への介護の継続が困難になる「親亡き後」の問題や、現在子育て中の方が同時に親の介護にも携わらなくてはならない「ダブルケア」の問題等、高齢化によって様々な困りごとが発生することもあります。

今後は、地域で暮らす方々に寄りそいながら、必要な支援を適切に提供し、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、見守りによる早期発見・早期対応の強化をはじめ、身近で気軽に相談できる体制の整備、より質の高い福祉サービスの提供を進めていく必要があります。

課題2 地域における交流の促進

少子化や核家族化、プライバシー重視の点から、地域内交流や世代間交流が少なくなり、地域でのつながりが希薄化しています。

第3期地域福祉計画策定のための市民アンケート調査においては、地域の中で交流する機会が少なくなり、地域としてのまとまりが昔と比べて弱くなっているといったご意見がみられました。加えて、文化の継承や道德教育の側面も持つ世代間交流についても、なかなか機会が得られないというご意見もみられました。

また、地域でのつながりに対する意識については、地区による違いがみられ、昔ながらのコミュニティのある美郷地区では地域や近所と親しくしている傾向がみられる一方で、比較的若い世代が多く、アパートやマンション等が増加している鴨島地区では近所との関わりが少なくなっているという傾向がみられます。

今後は、現在行っているサロンや食事会等、地域の方々が集まる機会をさらに増やしていくとともに、高齢者だけでなく、様々な世代の方々が集まり、お互いに話し合ったり、活動することのできる場を提供していくことが求められます。

また、若い世代の方々が地域や福祉に興味を持ち、自発的にボランティア等に参加してもらえるよう、きっかけづくりを進める必要があります。

課題3 防災対策の強化

平成23(2011)年に発生した東日本大震災を契機として、災害に対する関心は全国的に高まっています。また、徳島県においても南海トラフ地震や直下型地震、風水害など様々な自然災害での被災が想定されていることを踏まえると、全市的な防災対策は喫緊の課題であるといえます。

令和4(2022)年度時点での本市の自主防災組織数は56となっていますが、自主防災組織を設立しても若い世代の参加が少ない、実際の活動が少ないためいざという時に機能するかわからないといった組織内部の課題も挙げられています。

今後は、行政をはじめ、現在ある自主防災組織や地域で防災に関する活動をしている団体等と連携をとり、災害時の対応の方向性を共有しつつ、引き続き防災意識向上のための講座や研修の実施、災害時のボランティアとの連携体制の整備を進める必要があります。



第3章 基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

吉野川市社会福祉協議会では、地域に住む様々な人々や自治組織・団体・福祉機関等が地域全体でネットワークを構築し、福祉のまちを地域と社会福祉協議会が一体となって築いていくとともに、地域住民の主体的なまちづくりへの参画を通じて、吉野川市に住むすべての方々が、地域の中でともに支え合いながらよりよく暮らしていくことができる社会の実現を目指し、平成31(2019)年3月に「第2次吉野川市地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づいて事業を推進してきました。

第3次計画となる本計画の実施にあたっては、令和5(2023)年度を初年度とする「第3期吉野川市地域福祉計画」との整合性を図り、第3期地域福祉計画策定のための市民アンケート調査で多く挙げられていた「社会福祉協議会や行政、地域で活動している方々がともに福祉を推進するべきである」

「高齢化に伴う様々な課題を解決できる体制づくりが必要である」「今後想定される災害に強いまちづくりを進める必要がある」といったご意見を踏まえ、これまでの取り組みを充実させていくという考えに基づき、基本理念を前計画より継承して以下の通り定め、吉野川市の地域福祉の向上を目指します。

ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり



2. 計画の基本目標

(1) 地域で安心して暮らせるための体制整備

地域で暮らしている方々が抱えている不安や困りごとについて、いつでも、どのような内容にも対応できるよう、相談体制及び福祉サービス提供体制の充実強化を図ります。

また、支援を必要とする方が支援を受けられずにいる状態になることを防ぐために、必要な情報の提供を行うとともに、サービス利用を働きかけていきます。さらに、早い段階で地域や福祉に関心をもってもらえるよう、児童・生徒を対象とした福祉教育の推進に取り組みます。

(2) 孤立しないためのネットワークの構築

地区社会福祉協議会との連携強化を図りながら、高齢者や障がいのある人等が地域から孤立してしまうことを防ぐために、配食サービスによる見守りや食事会等による外出機会の提供等、地域とのつながりを保つための事業を行います。

また、支援が必要な方の早期発見・早期対応を図るために、地域での見守り体制の充実に取り組みます。さらに、サロンの開催を通じて、地域での交流促進に取り組みます。

(3) 災害に備えた取り組みの推進

災害発生時の被害を最小限に抑えるために、事前準備として、研修や訓練を通じて地域住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織との連携強化を通じた地域全体での防災強化に取り組みます。

また、災害発生時のボランティアとの連携体制の確立等、災害発生後の支援体制の充実にも努めます。

3. 施策体系

基本理念	ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
------	-----------------------------

【基本目標】

施策の方向

【基本目標1】 地域で安心して暮らせるための体制整備

- (1) 情報提供の充実
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 相談支援体制の充実強化
- (4) 権利擁護体制の充実強化

【基本目標2】 孤立しないためのネットワークの構築

- (1) 小地域ネットワークの充実強化
- (2) 地域を活性化する福祉のネットワークの充実

【基本目標3】 災害に備えた取り組みの推進

- (1) 地域での防災体制の整備
- (2) 災害ボランティアセンターの設置体制
- (3) ボランティアセンターの機能強化

第4章 今後の地域福祉活動計画の推進について

【基本目標1】 地域で安心して暮らせるための体制整備

(1) 情報提供の充実

広報「よっしゃ! 福祉吉野川」やホームページ等を通じて、社会福祉協議会が実施している事業等の周知、ボランティアや地域団体の福祉活動に関する情報提供を行っています。

引き続き広報やホームページに効果的な情報発信を行うとともに、SNS等を活用するなど時代の流れに合った発信ツールも活用し、ダイレクトに情報の収集・拡散が行えるように努めます。

主な取組	取組の内容
広報紙による 情報提供	広報「よっしゃ! 福祉吉野川」の発行を通じて、社会福祉協議会の事業や活動の報告、福祉団体の活動や福祉サービスの紹介、地域における福祉問題等の情報を広く掲載し、地域福祉活動の啓発に努めます。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○視覚障がいのある人を対象として作成している「声の広報」も引き続き実施します。	
○多くの人に読んでもらえるよう、記載内容について検討します。	

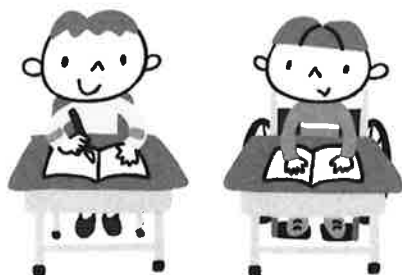
主な取組	取組の内容
ホームページ による情報提供	ホームページを通じて、社会福祉協議会の活動内容や福祉団体の活動報告、福祉サービスの紹介やボランティア等の募集を行います。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○多くの人に閲覧してもらえるよう、デザインや掲載内容について検討します。	

(2)福祉教育の推進

福祉について、知識や理解を深める機会の充実や人材育成に向けた取り組みを推進するとともに、地域で福祉の担い手となるリーダーを育成します。

主な取組	取組の内容
福祉教育講座の開催	市内小・中学校からの依頼に対して、職員を講師として、学校に派遣し、福祉教育講座を実施しています。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○地域のボランティア団体と交流することで、より福祉やボランティアが身近に感じることができ、今後の社会生活における地域福祉の理解啓発に繋がります。	

主な取組	取組の内容
サマーチャレンジボランティアワークの実施	夏休みの期間に、市内中学生・高校生に対して、ボランティアを体験する機会を提供し、生徒同士の交流を深めるとともに、福祉教育の推進を図ります。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○この体験を通じて他校の生徒間の交流を深め、様々なボランティア活動にも参加してもらい、将来的には自主的なボランティアグループの発足に繋がっていきます。	



(3)相談支援体制の充実強化

本市は高齢化の進行が著しく、普段の暮らしの中で様々な不安を抱えている高齢者が多くいることが伺えます。また、高齢者だけではなく、障がいのある人や子育てに携わっている方等も、普段の暮らしや将来への不安等を抱えており、多様化、複雑化した問題への対応が喫緊の課題となっております。

社会福祉協議会では、地域で暮らす方々が安心して暮らすことができるよう、日常生活の不安や困りごと等についての話を聞き、生活援助や福祉サービスにつなげる心配ごと相談や、法的な対応につなげる法律問題の相談等の相談事業を実施しています。今後も、これまでの事業を継続しつつ、相談員のスキルアップ等を通じた相談体制の強化を図るとともに、相談事業について情報発信を進め、誰でも安心して利用できる相談支援体制の充実に取り組めます。

主な取組	取組の内容
心配ごと相談事業	市内2カ所で、日常生活の中で持つ悩みや心配ごとを相談できる、相談窓口を開設しています。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○相談員のスキルアップを図るために、研修会を実施します。 ○より相談しやすい窓口として機能するために、窓口の場所等について情報発信します。 ○相談員不在時、社協職員の相談対応の資質を高め、常時対応できるように取り組めます。	

主な取組	取組の内容
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの就労その他自立に関する相談支援を実施し、関係機関への取次や支援プランの作成、家計管理の指導、債務にかかる相談などの措置を講ずることで自立促進を図っています。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○より相談しやすい窓口として機能するために、相談窓口や制度の内容等について情報発信します。 ○関係機関と連携し、生活困窮者の把握に努め、アウトリーチを含めた支援の在り方を検討します。	

主な取組	取組の内容
多機関協働包括的支援体制構築事業	福祉ニーズの多様化・複雑化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、複雑かつ複合的な課題を抱える世帯や単独の相談機関では十分に対応できない制度の狭間の対象者に対して、対象者別の縦割りの相談支援体制では対応が困難であることから、各相談支援機関の横断的な連携体制を構築するとともに、各相談支援機関をつなぐコーディネーター（相談支援包括化推進員）を配置し、対象世帯に対する包括的な支援を実施します。
今後の方向性	
○令和5年度に実施体制を整備し、事業を実施しています。 ○断らない包括的支援体制の構築を推進するため、市や福祉等関係機関との分野横断的な連携を行い、本事業の利用促進を図ります。	



(4) 権利擁護体制の充実強化

判断能力が低下している人が適切な福祉サービスを選択・利用し、日常生活における諸行動を不利益を被ることなく行うことができるよう、福祉サービスの利用援助に取り組むとともに、法人後見の実施に向け体制を整備してまいります。

今後は、高齢化に伴って、認知症高齢者や、保護者が高齢のために適切な介助が受けられない障がいのある人等、自身での判断が困難な人が増えることが予想されるため、権利擁護が必要と思われる方への制度周知を進め、高齢者や障がいのある人が暮らしやすい環境をつくれます。

主な取組	取組の内容
日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など、判断能力が十分でない方を対象に、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行っています。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○事業の推進にあたっては、徳島県社会福祉協議会との連絡、調整や情報交換の機会の充実を図ります。	

主な取組	取組の内容
法人後見事業 (成年後見制度)	判断能力に不安がある方の身上監護や財産管理等を行います。
今後の方向性	
○令和7年度から、事業を実施する予定としています。 ○今後予想される認知症高齢者の増加を踏まえ、職員のスキルアップを図ります。	



【基本目標2】 孤立しないためのネットワークの構築

(1) 小地域ネットワークの充実強化

少子高齢化の進展や近所づきあいが希薄となっているなかで、一人暮らしの高齢者・障がいのある人・子育て中の親子等、支援を必要とするすべての方が、地域で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民が主体となった身近なふれあいの場や支え合い活動が必要となっています。

そのため、配食サービス事業やふれあい会等、日常的な見守り・支え合い活動を展開し、小地域での繋がりを強化していきます。

主な取組	取組の内容
小地域福祉ネットワークづくり推進事業	住民主体組織の地区社協活動を推進することで、身近な地域での見守り、新たな繋がりをつくり、誰もが孤立することなく安心して生活できる環境をつくります。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○各地区社協の取り組み等が共有されることで、気づきや新たな事業展開を図ります。	

主な取組	取組の内容
地区社会福祉協議会の活動支援	地区社協の組織化や意見・情報交換、資質向上に向けた取り組みなどにより、地区社協が活動しやすくなるような支援をするとともに、専門職・関係機関等との橋渡しを行います。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○職員が各地区社協の担当となり、地域住民とともに地域の問題解決に取り組めます。	



(2)地域を活性化する福祉のネットワークの充実

地域の福祉活動を推進するため活動している多様な団体等や多職種との連携を強化し、市民の福祉ニーズの早期発見、多岐にわたる地域の生活課題の解決、支援の充実に取り組みます。

主な取組	取組の内容
福祉育成援助活動	地域福祉活動を行う団体における事務局業務等の運営を支援するとともに、活動に関する必要な支援や連絡、調整、助言、運営費の助成や情報提供を行い、市民の福祉ニーズの早期発見、多岐にわたる生活課題の解決を支援します。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○各団体の事務局業務を行うことで、団体の円滑な運営と活動の活性化を図ります。	

主な取組	取組の内容
生活支援体制整備事業	地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える仕組みづくりを地域住民とともに進めています。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○地区独自の生活支援活動が動き出していることから、行政及び関係機関等との連携がさらに求められており、今まで以上に組織間や課をまたぐ連絡調整を行います。	



【基本目標3】 災害に備えた取り組みの推進

(1) 地域での防災体制の整備

災害が発生した際に、被害を最小限にとどめるためには、行政や社会福祉協議会による支援だけではなく、地域で暮らす方々が日頃から災害を意識し、いざという時に迷うことなく行動できるよう準備をすることが重要となります。

社会福祉協議会では、訓練や研修を通じて、地域で暮らす方々の防災・減災に対する意識啓発に取り組むとともに、住民が主体となって立ち上げる自主防災組織との連携を通じて、地域全体での防災体制の整備・充実を図ります。

主な取組	取組の内容
防災・減災意識の向上	訓練・演習・研修等を通じ、平時から防災・減災意識の向上を図ります。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○災害時の円滑な支援を目指し、ボランティア連絡協議会との連携強化を図ります。	

主な取組	取組の内容
自主防災組織との連携	災害時の円滑な避難や減災等を目的として、合同での訓練や研修を通じて、自主防災組織との連携を図ります。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○各地区の自主防災組織との連携強化を図ります。	



(2) 災害ボランティアセンターの設置体制

大規模災害発生時に、社会福祉協議会が主体となって運営を行う災害ボランティアセンターについては、設置運営訓練を実施し、センターの役割や機能を学んでいますが、多面的な支援のあり方やより効率的な運営を図るため、課題について検討を重ねています。

地域住民、福祉関係団体、行政、徳島県災害ボランティアセンター等と協力し、訓練や演習を通じて情報を共有しながら、災害ボランティアセンターの設置体制を整え、災害発生後、早期に復興支援ができる体制を構築します。

主な取組	取組の内容
災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用	災害ボランティアセンターを円滑に運営するためのマニュアルを適宜見直し、防災訓練や災害時に活用します。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○社会情勢や本市の状況に応じて、マニュアルを見直し、改訂します。	

主な取組	取組の内容
災害ボランティアセンター設置運営訓練	マニュアルに基づきボランティアや関係機関と連携し、独自の訓練を実施します。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○ICTの発達に伴い、従来までとは違う訓練内容を検討します。	

主な取組	取組の内容
災害ボランティアネットワークの構築	行政・県災害ボランティアセンター等の情報交換を通じ、人的・物的な協力体制を構築します。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○行政と地域が協働で災害対策に取り組めるよう、行政や自治会等との連携体制を構築します。	

主な取組	取組の内容
災害ボランティア講座の開催	将来発生すると予測される大災害に備えて、災害ボランティアについての講座を開催し、災害時にボランティアとして活動してくれる市民を育成しています。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。 ○多くの方に参加していただけるよう情報発信を行います。	



(3) ボランティアセンターの機能強化

地域コミュニティへの関心が薄れてきている現在においては、まちづくりに自ら参画し、自分の得意分野を活かし、できる範囲でのボランティア活動を行っていくことが重要となっています。

そのため、ボランティアセンターでは、住民が様々な形でボランティア活動に参加することができるよう、活動の調整・推進・支援を充実し、市内ボランティア活動の中核的な推進拠点として、機能の強化を図ります。

主な取組	取組の内容
ボランティア登録 及び斡旋	住民がボランティアとして活動できる内容を登録し、ボランティア活動への積極的な参加を図りながら、それぞれが継続して自主的な活動ができるよう調整・斡旋を行います。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○新たな人材確保に向けて、情報発信を行います。	

主な取組	取組の内容
ボランティアの情報収集・提供	ボランティア活動に必要な情報を収集し、その情報を住民・ボランティアに提供します。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○社会福祉協議会が把握している地域課題について情報提供を行い、ボランティアと課題意識を共有します。	

主な取組	取組の内容
登録ボランティアへの活動支援	充実した福祉活動が行えるよう、個人ボランティアや登録グループへの支援を行います。
今後の方向性	
○本事業は今後も継続して実施します。	
○連絡協議会等の開催を通じて、ボランティア活動をしている方との意見交換を行います。	

鴨島地区 第3次地域福祉活動計画



キャッチ
フレーズ

良い人 カモン! 手をつなぐ鴨島

実施期間：令和6年～令和10年

自然・環境

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期） R6 R7 R8 R9 R10				
●エコ活動への関心が薄い。 ●ごみへの意識が低い。	●エコ活動の取り組みを高めよう！	●マイエコバッグの使用推進 ●エコバザーの開催 ●ごみ拾い活動を推進する。 ●町内の川岸の清掃をする。 ●自然環境ポスターや標語を募集、市民への啓発資料とする。	●マイエコバッグの活用を継続する。 ●エコバザーを実施する。 ●各地区の清掃活動に積極的に参加する。（江川エコフレンド等の団体と連携する。） ●環境美化ポスター、標語などを小学生・中学生から募集し展示。市民への関心と協力を深める。	○	◎			
	●ごみのない町づくりをめざそう！			◎				

ふれあい（交流）

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期） R6 R7 R8 R9 R10				
●地域のコミュニティが希薄になっている。	●地域活動に積極的に参加しよう！	●地域の各種行事への参加を呼びかける。 ●誰でも参加できる行事を計画・実施する。 ●お互いがあいさつを交わし、心の交流を図る。	●ふれあい食事会、こども園、学校等との交流でつながりを持つ。 ●各地区社協のネットワークを活かし、子どもから高齢者の交流をはかる。 ●近所の人々に関心を持ち、状況を知る。 ●声かけ運動を通して心のつながりを大切にする。	◎				
	●世代間の交流を高めよう！ ●あいさつ・声かけ運動を推進しよう！			◎				

生活（地域でのたすけあい）

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期） R6 R7 R8 R9 R10				
●近所同士や子どもとの関係が薄れている。 ●災害に対する備えが、十分でない。	●地域で子供を見守り大切に育てよう！ ●関心を示し、助け合いの心を持とう！	●地域の子供の顔を知りあいさつを交わす。 ●一人ひとりが福祉の知識を身に付け、福祉の心を持つ。 ●防災訓練を呼びかけ、積極的な参加を促す。	●大人から子供にあいさつをし、子供からの信頼を得る。 ●近所の信頼と連帯を築きあげ、互いに助け合いの心を持って行動する。 ●災害には、事前準備が必要。『減災』のための積極的な準備と災害に対応できる心構えをするための話し合いをする。 ●日頃から災害について近隣の人々とコミュニケーションをとり、「互助」の関係を築いていく。	◎				
	●防災意識を高め、共助の備えを作ろう！			◎				

健康

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期） R6 R7 R8 R9 R10				
●健康の維持・管理に対する意識が低い。	●運動不足を解消しよう！	●全世代でのラジオ体操や、世代間交流のウォーキング大会を開く。 ●食生活の改善を図る。 ●病気に対する知識を広める。	●いつでも・だれとでもできるラジオ体操をする。 ●みんなと一緒にウォーキング大会、進んで参加する。 ●健康についての講演会を開く。 健康の推進・啓発を行う。	◎				
	●食生活からの健康づくりをしよう！			○	◎			

川島地区 第3次地域福祉活動計画



キャッチ
フレーズ

やさしさいっぱい城下町 川島

実施期間：令和6年～令和10年

○…検討・試行 ◎…実施

健康

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）				
				R6	R7	R8	R9	R10
●徳島県の糖尿病死亡率は、全国的にも高く、健康維持管理に対する意識が低い。	●運動不足を解消し、歩ける体をつくり、自立した生活を送る。	●ウォーキング大会	●ウォーキングコースを歩く。	◎				→
	●食生活から健康づくりを見直す。	●フレイル予防活動	●ウォーキングの啓発パンフレットを作成、配布する。	◎				→
			●高齢者のお口の健康と健康食のパンフレットづくり					
			●ラジオ体操を習慣化するための啓発					

安全・安心

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）				
				R6	R7	R8	R9	R10
●子どもの安全・安心の確保が必要である。	●地域で子どもたちを見守り、大切に育てる。	●立哨への参加	●登校時に見守りができるように配慮する。	◎				→
●高齢者が地域で孤立しないための方策が必要である。	●見守りネットワーク、サロン活動、老人会活動などの活性化を図る。	●下校時の見守りネットワークづくり	●下校時の見守りネットワークづくりの検討					
●災害に対する備えが必要である。	●防災意識の高揚を図る。	●見守りネットワークづくり	●青パトロールとの連携	◎				→
		●防災意識	●地区社協、老人会、民児協等で協力して、相互見守りを行う。	◎				→
			●婦人会や他の団体にも協力してもらう。					
			●防災講習会等を実施	◎				→
			●年1回以上、防災チラシを配布					

環境

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）				
				R6	R7	R8	R9	R10
●家庭ゴミの分別意識が希薄化している。	●地域で支援する体制づくり。	●家庭ゴミの分別、資源ゴミの適切な回収 ポイ捨ての防止	●家庭ゴミの分別、食用廃油の回収、スプレー缶の取り扱い、資源ゴミの適切な回収徹底などの周知啓発	◎				→
●自然環境に対する意識が低い。	●花いっぱい運動を実施する。	●プランターに花を植える。	●講習会の開催、チラシの配布等	◎				→
			●花の苗をプランターに植えて、公共施設等に配置する。					
			●花いっぱい運動の啓発					

ふれあい・交流

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）				
				R6	R7	R8	R9	R10
●世代間の交流の場が少ない。	●世代間交流の場が少ないため、交流の機会を持ちたい。	●事業開催時に併せ世代間交流を実施	●中学生ボランティアにも協力願い、世代間交流事業を実施する。	◎				→
●少子高齢化・核家族化が進行している。	●子ども・高齢者を地域で見守る。	●オアシス運動の実施	●ウォーキング大会に各世代の参加を呼びかける。					
●地域における人間関係が希薄である。	●高齢者・子どもの交流の場をつくる。	●公民分館等を有効活用してミニサロンを開く。	●子どもや高齢者も参加できる事業を検討する。	◎				→
			●オアシス運動の啓発を継続実施する。					
			●学校や地域の人に声かけを呼びかけやチラシ配布	◎				→
			●毎月、高齢者や子どもの見守り活動を実施する。					
			●啓発パンフレットを配布し、ミニサロンの設置を呼びかける。	◎				→

山川地区 第3次地域福祉活動計画



キャッチ
フレーズ

地域のために みんなの協力 私の実行!
～地域はひとつ 高越の里のたすけあい～

実施期間：令和6年～令和10年

○…検討・試行 ◎…実施

人

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）
●地域コミュニケーションの希薄化	●あいさつ運動を継続して実施	●声かけ	●山瀬小学校・高越小学校・山川中学校でのあいさつ運動	R6 R7 R8 R9 R10
●子ども・高齢者の見守り	●安心して生活が送れるようにする	●通学中の子ども、散歩をしている高齢者への声かけ	●登下校時や、散歩の時間帯などに注意し、見守る	山・東・西 瀬・中
				◎ ○ ○ ○ ○

環境

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）
●ゴミ出し問題	●ゴミの分別をきちんとする	●声かけ 市役所へ要望	●隣近所での助け合いをよびかける 自治会の会合などでの呼びかけ ゴミの分別について環境センターなどに説明会を依頼する	R6 R7 R8 R9 R10
				山・東・中・西 瀬
				◎ ○ ○ ○ ○

健康

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）
●健康維持管理に対する意識の低下	●運動不足の解消	●ウォーキング	●ウォーキングマップの見直し、活用	R6 R7 R8 R9 R10
				山 瀬 中・東・西
				○ ◎ ○ ○ ◎

安全安心

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）
●防災意識を高める	●防災訓練を継続して実施	●防災訓練の実施	●地域の防災訓練への参加の呼びかけ 使っていない器具の点検	R6 R7 R8 R9 R10
●子ども達の安全	●交通事故の予防	●登下校時に交通安全指導	●子どもと一緒に登校しながら指導	山・中・西 瀬 東
				◎ ◎ ○ ○ ○

交流の場

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）
●気軽に集まれる場所がない	●隣近所のコミュニケーションの希薄化をもとに戻す	●気軽に集まれる場所作り	●新しくサロンを作る（再開する）	R6 R7 R8 R9 R10
				中・西 山・瀬 東
				◎ ○ ○ ◎ ○

社会資源

課 題	目 標	なにを（活動内容）	どうする（具体的行動）	いつ（実施時期）
●使われていない施設の有効利用	●資源ゴミセンターの設置	●行政への働きかけ	●行政への働きかけ（お願い）	R6 R7 R8 R9 R10
				○ ○ ○ ○ ○

美郷地区 第3次地域福祉活動計画

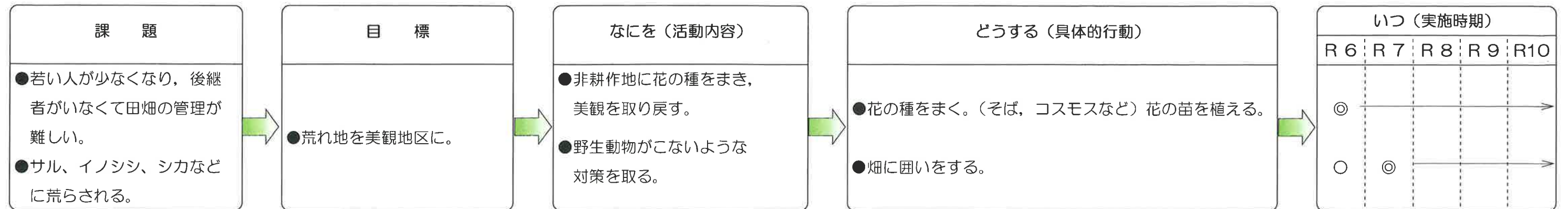


キャッチ
フレーズ

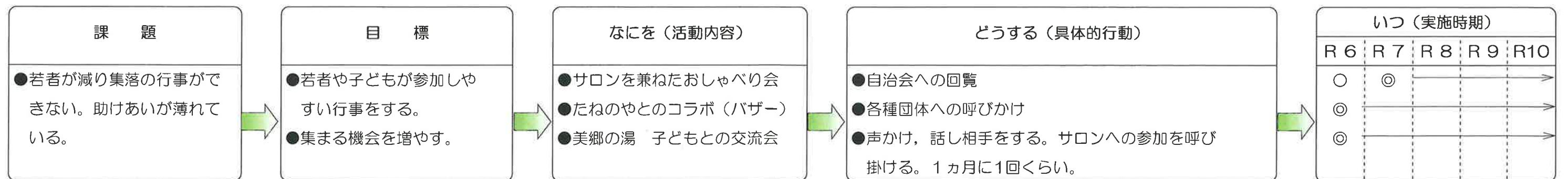
山里に まごころ光る 地域の絆
～めざせ100才 美郷で暮らそう～

実施期間：令和6年～令和10年

自然



交流



安心 安全

